平成２３年（フ）第５７２号
神奈川県平塚市山下726番地　県営平塚山下アパート12―106
債務者　加藤　邦雄
1　決定年月日時　平成23年11月１日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月27日まで　横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２３年（フ）第６６７号
神奈川県厚木市三田南３丁目９番20号　やまだハイツ106
債務者　鈴川　　勝
1　決定年月日時　平成23年11月１日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月27日まで　横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２３年（フ）第６８２号
神奈川県小田原市江之浦35番地の３
債務者　太田　靖男
1　決定年月日時　平成23年11月１日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月27日まで　横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２３年（フ）第６９０号
神奈川県足柄下郡湯河原町宮上272番地　ゆうコーポⅠ―102
債務者　花井るみ子
1　決定年月日時　平成23年11月１日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月27日まで　横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２３年（フ）第３４６号
愛知県一宮市九品町４丁目18番地　ハイツ千代307号
債務者　近藤　広美
1　決定年月日時　平成23年11月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月27日まで　名古屋地方裁判所一宮支部

平成２３年（フ）第３９２号
愛知県稲沢市小沢４丁目10番３号　ドヌール小沢105
債務者　本村　浩治
1　決定年月日時　平成23年11月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月27日まで　名古屋地方裁判所一宮支部

平成２３年（フ）第１４９８号
京都市山科区勧修寺瀬戸河原町29番地
債務者　大村眞理子
1　決定年月日時　平成23年10月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月27日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第１５５６号
京都市伏見区石田大山町１番地３　ハヤシビル406号
債務者　福永　桂子
1　決定年月日時　平成23年10月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月27日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第７８号
福岡県大牟田市平原町88番地２
債務者　坂田　聖子（旧姓山下）
1　決定年月日時　平成23年10月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月28日まで　福岡地方裁判所大牟田支部

平成２３年（フ）第８２号
福岡県大牟田市本町４丁目４番地18　ニュースカイ22マンション412号
債務者　因幡　人美（旧姓横溝・木下）
1　決定年月日時　平成23年10月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月28日まで　福岡地方裁判所大牟田支部

平成２３年（フ）第３７６号
青森市緑１丁目１番地39
債務者　奥﨑　佳江
1　決定年月日時　平成23年11月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月４日まで　青森地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第３４６号
岩手県大船渡市三陸町越喜来字小泊135番地２
債務者　今野紀枝子
1　決定年月日時　平成23年11月１日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月４日まで　盛岡地方裁判所第２民事部

平成２３年（フ）第４２７号
盛岡市志家町２番３号　サンハウス志家103号、住民票上の住所東京都青梅市本町117番地の６　クレアメゾン青梅603
債務者　山﨑美和子
1　決定年月日時　平成23年11月１日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月４日まで　盛岡地方裁判所第２民事部

平成２３年（フ）第４８３号
仙台市青葉区折立５丁目３番５―501号
債務者　佐々木久和
1　決定年月日時　平成23年10月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月４日まで　仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２３年（フ）第９００号
仙台市宮城野区新田２丁目16番８―301号
債務者　門間　文子
1　決定年月日時　平成23年10月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月４日まで　仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２３年（フ）第１０２４号
仙台市青葉区小田原８丁目１番19号　グロ―バル小田原103
債務者　加藤　大輔
1　決定年月日時　平成23年10月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月４日まで　仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２３年（フ）第９６号
宮城県柴田郡柴田町大字下名生字清水123番地
債務者　大沼　昌幸
1　決定年月日時　平成23年11月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月４日まで　仙台地方裁判所大河原支部